

冬の感染 予防対策

町内に店舗を有し、対面サービスを実施する事業者が、新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止のために行う**冬の感染予防対策**に取り組む経費の一部を**予算の範囲内**で補助します。

1 | 対象事業者

町内に店舗を有する中小企業及び個人事業主のうち、

- ①小売業、②宿泊業、③飲食業、④理美容等生活関連サービス業、娯楽業、
- ⑤その他の教育、学習支援業、⑥その他不特定多数の方と接触のある事業者を対象とする。

※ただし、同一事業で他の補助金等の交付を受けている事業者を除く

①～⑤は日本標準産業分類に基づく分類

2 | 対象事業

<冬の感染予防対策>

- ・基本的な感染防止対策
- ・換気対策
- ・保湿対策

事例

- ・室温が下がらない範囲で空気清浄機により換気の実施、基本的な感染防止対策として、来店者用に非接触型自動噴霧器を設置。
- ・CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1000ppm以下を維持しながら、加湿器により湿度を40%以上に維持し、こまめな拭き掃除の実施。 など

3 | 対象経費

- ・空気清浄機（ウイルス対策可能なもの）
- ・CO2センサー（二酸化炭素濃度計等）
- ・加湿器
- ・非接触型手指消毒器、自動噴霧器等
- ・感染予防対策用消耗品 ※総額（税別）で2万円未満（アルコール、消毒液、手袋、清掃用具等）

町内事業者からの購入が原則

「余市町新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金（三次募集）」の受付期間を延長します！！

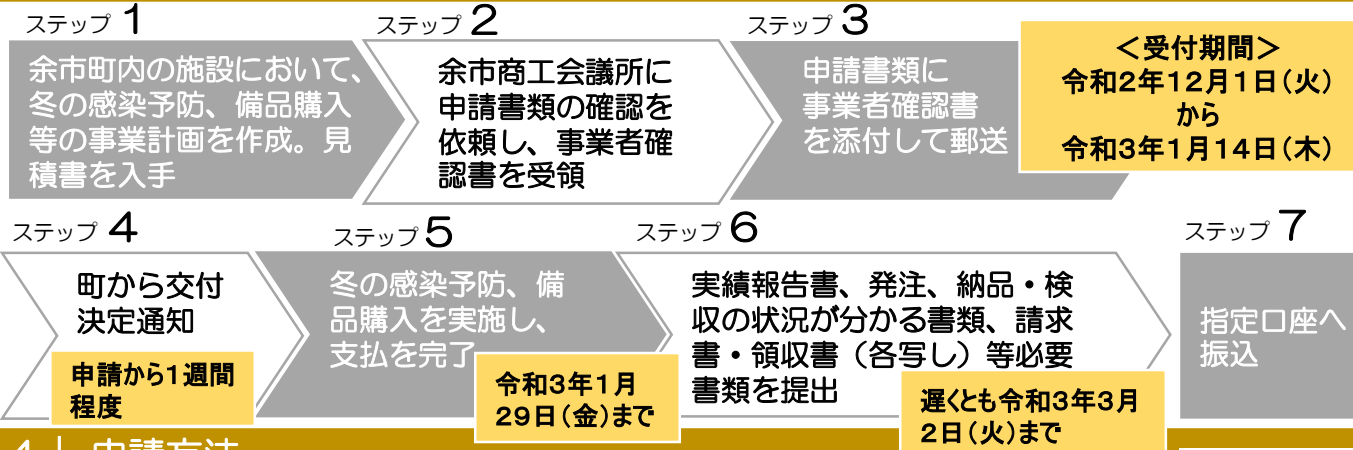
R2.11.30まで
R3.1.14まで
アクリル板の設置、
非接触体温計の導入等に
使えます。



4 | 対象期間・補助額

- ・遅くとも令和3年1月29日（金）までに上記3（対象経費）に掲げるものを導入し、支払を完了させることができるもの
※ただし、交付決定前に着手した事業（4/1以降）でも対象となる可能性があるため、ご相談ください。
- ・対象経費の4/5以内（1事業者あたり補助金額は10万円上限（対象経費総額12万5千円以上）、下限2万円（対象経費総額2万5千円以上））

5 | 手続きの流れ



4 | 申請方法

- ①申請書（第1号様式）、②計画書（様式1）、③予算書（様式2）、④見積書 ※2者以上、⑤事業者確認書（様式3：会議所発行）、⑥町税の滞納がない旨の申出書及び町税の調査閲覧同意書（様式4）を役場へ郵送 ※必要に応じ、追加で書類提出をお願いする場合があります

詳細は余市町HPをご覧ください



余市町 経済部商工観光課

〒046-8546 余市町朝日町2番地 2階
【電話】0135-21-2125（直通）
【FAX】0135-21-2144
【開庁時間】平日8:45～17:15（土日祝日を除く）

余市商工会議所

〒046-0003 余市町黒川町3丁目114番地
【電話】0135-23-2116（直通）
【FAX】0135-22-5100
【開所時間】平日8:45～17:15（土日祝日を除く）